

会津若松市脱炭素先行地域における
太陽光発電設備設置事業（オフサイト PPA 方式）に関する基本協定書（案）

会津若松市（以下、「甲」という。）と （以下、「乙」という。）は、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、脱炭素先行地域における、2030年までの民生部門における電力消費に伴う二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す取組の一つとして、脱炭素先行地域における太陽光発電設備（以下、「本設備」という。）の設置事業（オフサイト PPA 方式）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（本設備の電力供給のスキーム）

第2条 本設備は、乙の費用により公共施設及び民有地に設置する。

2 乙は、本設備により発電した電力を小売電気事業者に供給し、甲は乙から本設備により発電した電力の供給を受ける当該小売電気事業者（以下、「供給先小売電気事業者」という。）と電力供給契約を行うことにより、令和8年4月1日から令和 年 月 日までの期間（以下「電力供給期間」という。）、本設備により発電した電力を脱炭素先行地域内の公共施設等（以下「公共施設等」という。）において利用する。

3 第1項に規定する設置費用について、甲は、乙からの申請により、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号）及び会津若松市脱炭素先行地域における市公共施設への市産再生可能エネルギー100%の電力供給を行う再生可能エネルギー発電設備等の設置導入補助金交付要綱（令和7年3月31日決裁）に基づき、補助金を交付する。

4 前項の規定により乙が甲から補助金の交付を受けた場合、甲は、甲の脱炭素先行地域計画提案書の趣旨や国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」の規定に基づき、甲が供給先小売電気事業者に支払う電気料金から当該補助金額相当分を控除するなどの電力供給契約締結にあたっての条件を、供給先小売電気事業者が満たすことができるか勘案の上、甲に供給する供給先小売電気事業者を決定する。

- 5 乙が供給先小売電気事業者に電力を供給する際の売電価格の単価は、1 kWh 当たり円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- 6 甲が供給先小売電気事業者から電力の供給を受ける際の電力の単価は、甲と供給先小売電気事業者間において締結する電力供給契約により決定する。
- 7 甲は、乙が本設備により発電した電力を公共施設において、他の方法によって発電された電力に優先して利用する。また、甲は、本設備により発電された電力が、公共施設で利用する電力を超える場合には、その余剰分電力について、脱炭素先行地域以外の市公共施設等にて利用する。ただし、脱炭素先行地域以外の市公共施設等にて上記余剰電力を利用する場合は、本設備により発電した電力量の3割を上限とする。
- 8 甲が第2項に規定する、甲と電力供給契約を締結する供給先小売電気事業者を決定又は変更する際には、甲は供給先小売電気事業者から、他の方法によって発電された電力に優先して、乙から本設備により発電した電力の供給を受ける旨の確約を得るものとする。
- 9 甲は、本設備により発電した電力が公共施設の電力需要量に満たない場合、不足する電力を自らの責任で別途調達する。

（電力供給の開始時期）

- 第3条 乙は、令和8年4月1日までに本設備の設置を完了させ、同日から起算し 年 間、本設備により発電した電力を小売電気事業者に対して供給する。
- 2 甲の責に帰すべき事由により、前項の規定による電力供給の開始が遅延又は不能になった場合、乙は、これによって乙に生じた損害等（本設備の設置費用、人件費、弁護士費用等を含むが、これらに限られない。）を甲に請求することができる。

（本設備の設置等）

- 第4条 乙は、本設備を会津若松市役所本庁舎駐輪場雁木（以下、「駐輪場」という。）屋根部分及び民有地に設置する。なお、民有地については、民有地所有者等との契約等により確保することとする。
- 2 乙は、本設備を設置する箇所について、事業以外の用途に使用してはならない。また、乙は、本設備を設置する箇所について、本設備の維持管理に必要な範囲で管理を行う。

- 3 乙は、本設備を設置する駐輪場屋根部分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項及び会津若松市財務規則（平成 5 年会津若松市規則第 12 号）第 217 条の規定に基づき、行政財産の使用許可の手続を毎年度行い、甲の許可を受けなければならない。
- 4 本設備を設置する期間は、本設備の設置工事の開始日から本設備の撤去工事の終了日までとする。
- 5 甲は、第 2 項に規定する行政財産の使用許可に係る使用料について、会津若松市行政財産使用料条例（平成 2 年会津若松市条例第 31 号）の規定により支払うものとする。
- 6 乙は、使用を許可された場所（以下「本件スペース」という。）以外の場所に、東北電力系統への連系等の必要のため、電柱等を設置する場合は、甲と協議の上、別途使用許可を受けることとし、所定の使用料を支払うものとする。
- 7 甲は、使用許可の期間の最初の日、乙が本事業を遂行する目的で本件スペースを制限なく利用できるよう配慮しなければならない。
- 8 乙は、本件スペースへの本設備等の設置、増設又は改造等を行うときは、あらかじめ設計図及び仕様書等を甲に提示し、甲の書面による承諾を得る。
- 9 甲及び乙は、本設備等は駐輪場に付合することのない独立の動産であること及び本設備等の所有権は乙に帰属することを確認する。
- 10 電力供給期間が終了した場合は、乙の負担と責任において、本設備等をすみやかに撤去し、原状回復を行う。なお、具体的な取扱いについては、駐輪場は事業終了後 2 年前を目安に甲と協議することとし、民有地は乙が民有地所有者等との協議の上決定する。

（環境価値）

第 5 条 本設備により発電する電力に付随する二酸化炭素排出削減効果等の環境価値は、全て甲に帰属する。

（地域との共生等）

第 6 条 乙が本設備に関する設置及び撤去工事、維持管理等を行う際には、甲及び民有地所有者等、その他関係者と協議の上、民有地所有者等や周辺住民等に支障を来たさないよう配慮する。また、工事に伴う民有地所有者等や周辺住民等との調整・折衝等は、乙が行う。

- 2 乙は、脱炭素先行地域計画提案書の趣旨に沿い、地域貢献に努めることとし、甲は乙の地域貢献について必要な助言や調整を行う。
- 3 乙は、会津エネルギーアライアンスに加盟する。

(秘密保持等)

第7条 乙は、本協定により行う業務の遂行上知り得た個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）その他の情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令を遵守する。

(甲の禁止事項)

第8条 甲は、以下の各号の事項を行わず、又は第三者をして行わせてはならない。ただし、乙による事前の書面による承諾を受けた場合はこの限りではない。

- (1) 第三者に本件スペースを賃貸すること、又は本協定に基づき乙が受けた使用許可と矛盾し、若しくはこれに抵触する権利を設定すること
 - (2) 本協定に基づく甲の地位を第三者に譲渡し、又は担保に供すること
 - (3) 本件スペースを第三者に譲渡すること（本件スペースに設定された担保権の実行その他の事由により第三者が本件スペースの所有権を取得することを含む。）
 - (4) 本件スペースに、本設備に照射する太陽光を遮断し、若しくは減少させる工作物等を設置すること又は本発電障害を及ぼすおそれのある行為を行うこと
 - (5) 本設備等に不具合を生じさせる行為若しくはその可能性のある行為又は本設備等の正常な稼働を妨げる行為若しくはその可能性のある行為を行うこと
 - (6) 本設備等に係る乙の権利を侵害する行為を行うこと
 - (7) 乙又は乙の委託先の本協定に従った本件スペースへの立入り又は本件スペース付随施設等の使用を妨げること
 - (8) 本件スペースについて、本設備の設置又は維持に必要な範囲を下回るスペースとすること
- 2 甲は、前項各号で定めた内容に反する場合は、乙の指示に従い、甲がその責任と費用負担において、当該違反を直ちに解消する。

(乙の禁止事項)

第9条 乙は、以下の各号の事項を行い、又は第三者をして行わせてはならない。ただし、甲による事前の書面による承諾を受けた場合はこの限りではない

- (1) 本協定に基づき乙が受けた使用許可を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供すること
- (2) 本協定に基づく乙の地位を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供すること
- (3) 本件スペースの全部又は一部を第三者に転貸し、又は本設備等の全部又は一部を第三者に賃貸すること
- (4) 本件スペースの原状を変更すること（ただし、本協定第1条に定める目的を達成するために必要な限度で変更を行うことを除く。）
- (5) 不潔、悪臭を発するなど衛生上有害な行為を行うこと

2 乙は、前項各号で定めた内容に反する場合は、甲の指示に従い、乙がその責任と費用負担において、当該違反を直ちに解消する。

(甲による本協定の解除)

第10条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認められるときは、乙に対して書面により通知した上で、事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 乙が乙の責めに帰すべき事由により本協定に定める事項を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき
- (2) 乙が本協定又は関係法令に違反したとき
- (3) 乙から事業の継続が困難になった旨の報告があったとき

2 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認められる場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が解散したとき
- (2) 乙が本協定又は関係法令に違反し、かつ、甲が相当の期間を定めて改善を指示してもその状態が解消されないとき
- (3) 乙が経営状況等の悪化により、事業を適切に実施できないおそれがあると認められるとき

（乙による本協定の解除）

第 11 条 乙は、甲が本協定に反し、かつ、乙が相当の期間を定めて催告してもその状態が解消されない場合には、甲に対して書面により通知して本協定を解除することができる。

（本協定解除時等の賠償）

第 12 条 本協定期間中に、甲の責めに帰すべき事由により乙が本協定を解除した場合、甲は乙に対し、本事業設備費、本設備による電力の供給により得られたであろう利益、解約により返還を要することとなった補助金、交付金、その他助成金等に相当する額（加算金等の支払金に相当する額を含む。）などの乙に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本協定期間中に、乙の責めに帰すべき事由により甲が本協定を解除した場合、乙は自己の責任において本設備の撤去費用、原状回復費用、解約により返還を要することとなった補助金、交付金、その他助成金等に相当する額（加算金等の支払金に相当する額を含む。）を負担しなければならない。

3 本協定の協定当事者が本協定に違反し他の協定当事者に損害を与えた場合、本協定の解除の有無にかかわらず、相手方に生じた損害（本協定違反がなければ得られたであろう利益に関する損害を含む）を賠償しなければならない。

（立入り）

第 13 条 甲が、本件設備設置場所に立ち入り、又は第三者をして本件設備設置場所に立ち入らせる場合において、当該立入りにより甲又は当該第三者に損害が生じたとしても、乙は、当該損害について責任を負わない。

（責任分担）

第 14 条 甲は、自己の責に帰すべき事由により本協定に起因して第三者から苦情等の請求がなされた場合、又は第三者に対して損害を与えた場合は、自己の責任と費用をもって処理・解決する。甲が本協定の履行にあたって第三者に対して苦情等の請求を行う場合、又は第三者から損害を被った場合も同様とする。

2 乙は、自己の責に帰すべき事由により本協定に起因して第三者から苦情等の請求がなされた場合、又は第三者に対して損害を与えた場合は、自己の責任と費用をもって処

理・解決する。乙が本協定の履行にあたって第三者に対して苦情等の請求を行う場合、又は第三者から損害を被った場合も同様とする。

- 3 本協定の期間中に想定される主なリスクと責任分担については、別表「リスク分担表（オフサイト PPA 方式）」によるものとする。

（管轄裁判所）

第 15 条 甲及び乙は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、福島地方裁判所を第 1 審の専属管轄裁判所とする。

（その他）

第 16 条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙両方で協議の上、決定する。

（本協定の期間）

第 17 条 本協定の期間は、協定締結の日から本設備の撤去工の終了日まで、又は甲及び乙両者の合意により定める日までの間とする。

本協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

住所 福島県会津若松市東栄町 3 番 46 号
甲 会津若松市
代表者 会津若松市長 室井 照平

住所
乙
代表者